

○可茂衛生施設利用組合管理者の職務を代理する職員を定める規則

〔平成 11 年 4 月 1 日  
可茂衛生施設利用組合規則第 2 号〕

改正 平成19年 4 月 1 日組合規則第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定による管理者の職務を代理する上席の事務職員は、事務局長の職にある者とする。

附 則

- 1 この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。
- 2 可茂衛生施設利用組合管理者又は収入役の職務代理者を定める規則（平成3年可茂衛生施設利用組合規則第 1 号）は、廃止する。

附 則（平成19年 4 月 1 日組合規則第 1 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。